

件名	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務課
関係課	全課
改正対象	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第 14 号）
根拠法令等	
制定（改正）理由	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム会計年度任用職員の日額の基本報酬について、週の全日を勤務しない者に対応できるよう改正する。 ・パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）に準拠するよう改正する。
制定（改正）の主な内容	パートタイム会計年度任用職員の日額の基本報酬並びに月額及び時間額の勤務 1 時間当たりの報酬額の改正
施行日	公布の日
【その他参考事項】	